

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 3 月 12 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)琵琶湖・守山リゾート S C
守山市今浜町字七番 2620-2 ほか
- 2 提出された意見の概要
 - (1) 守山市からの意見
 - ア 守山市環境センターにて処分を予定している品目は、次のとおり対応すること。
 - (ア) 生ごみは、食品リサイクル法に基づき、堆肥化等、再利用に努めること。
 - (イ) 紙類は、できるだけ分別し、再生利用に努めること。
 - (ウ) 廃プラスチックは、産業廃棄物として処理すること。
 - イ 当該開発区域は商業地域であるが、特別用途地区（第 2 種観光レクリエーション特別用途地区）に指定されているため、「守山市特別用途地区建築条例」の用途制限を遵守すること。
 - ウ 建築物の色彩等についての資料を作成し、都市計画課と協議すること。
 - エ 届出書添付書類 6 ページに記載されている開店後の周辺道路交通量予測において、開店前と開店後の比較時間帯が異なる。また、開店後の信号現示変更後においても混雑度が 1.0 となっている部分について、問題がないのか説明すること。
 - オ 道路交通計画書 5 ページに記載された、地域雇用を原則とし、公共交通の利用を図るという対策だけで、従業員 1,500 人に対して従業員駐車場台数を 250 台と設定しているが、適正な設定といえるのか説明すること。
 - カ 道路交通計画書 60 ページに記載されている「駐車場内にも交通整理員を配置してスムーズな駐車が行われるように配慮する」を徹底すること。
 - キ 道路交通計画書 60 ページには、開業から一定期間およびバーゲンセール期間に臨時駐車場を確保するとあるが、具体的に説明すること。
 - ク 道路渋滞時は、施設入退車両の適切な誘導に配慮すること。
 - (2) 大津市からの意見
 - ア 交通渋滞対策について
 - (ア) 国道 477 号と国道 161 号が交差する琵琶湖大橋交差点における開店後・信号現示変更なしの混雑度が、1.31 と基準を上回っている。同様のことが国道 477 号と市道幹 2008 号線が交差する琵琶湖大橋西詰交差点においても懸念されるため、当該交差点についても交通量予測を行い、交差点改良等について関係機関と協議するよう指導されたい。

また、琵琶湖大橋東側についても、国道 477 号の混雑により大津市に影響が出るため、琵琶湖大橋東詰交差点前後の改良について検討するよう指導されたい。
 - (イ) 来客車両や搬入車両は店舗敷地内で処理することとし、やむをえない場合は、敷地外に臨時駐車場を設けるなど適切に処理し、周辺交通に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じるよう指導されたい。
 - イ 景観への配慮について
大津市は景観法に定める景観行政団体として主体的に景観づくりに取り組み、従前から事業者等に対し、湖岸部の緑化等、琵琶湖の自然景観との調和を求めている。

当該計画は、水辺を望む視点場に対し、大きな影響を与えると考えられるため、琵琶湖の自然景観を活かした景観づくりに配慮・協力するよう指導されたい。

ウ 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」序文や、日本チェーンストア協会策定の「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」に示すとおり、大型店による自主的かつ積極的なまちづくり等への参画、具体的取組を通じた社会的責任が強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗が、当該ガイドラインに示されている「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践することにより、守山市や近隣市である大津市、地域住民や関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力・参画、地域の防犯・防災および青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに積極的に対応するよう指導されたい。

エ その他

(ア) 店舗開設の時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。

(イ) 地域住民や大津市関係各課から出された意見等について、誠意をもって対応するよう事業者へ指導されたい。

(ウ) 当該事業が大津市域を含む周辺地域の生活環境に与える影響を今後も継続して調査するとともに、影響を及ぼす状況となった場合には、その対策について、地域住民等と誠意をもって協議・対応することを指導されたい。

(3) 地域住民等からの意見

ア 平成19年10月25日に開催された地元説明会において、建物設置者大和システム株式会社は、年商目標200億円、うち3割は堅田方面からという旨の説明をしていた。堅田は大津市の北の中心市街地であり、今でも大型店の出店で既存の商店は厳しい状況にある。そこに住み生活している商店の衰退は、まちの機能や文化の破壊に直結する。これ以上のまち壊しが進まないよう十分な審議をお願いする。

イ 国道477号は慢性的交通渋滞を起こしていたことに加え、湖西道路の無料化や沿線の大型店出店に伴って、交通量が大幅に増加し、生活と産業活動に多大の影響を与えている現状である。

このような状況の中、近隣地域最大の小売店舗である当該店舗の営業が開始された場合、国道477号における交通量の更なる増加が、接続する国道161号および県道、市道、周辺生活道路の渋滞を引き起こし、地域の生活環境や地域小売業の健全な経営に著しい悪影響を及ぼすことから、建物設置者は関係機関と十分協議し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えない万全の交通対策を講じられたい。

ウ 青少年の環境や治安が心配である。営業時間の短縮など、徹底した審議と治安対策を立てられたい。

エ 広大な土地がコンクリートで固められることによる琵琶湖への影響は大丈夫なのか。それだけでなくとも温暖化で琵琶湖の深呼吸ができないと言われている。この点からの専門的調査と審議を願う。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成20年3月12日から平成20年4月14日まで